

広島県水道広域連合企業団管理規程第7号

広島県水道広域連合企業団組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団組織規程等の一部を改正する規程

(広島県水道広域連合企業団組織規程の一部改正)

第1条 広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>総務課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p><u>(12) 広報・広聴に関すること。</u></p> <p><u>(13) 人材育成方針に関すること。</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>企画課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 水道料金に関すること（業務課の所掌を除く。）。</u></p> <p>会計課 (略)</p> <p>技術管理課 (略)</p> <p>業務課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 水道料金の<u>徴収</u>に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(本部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>総務課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>企画課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 広報・広聴に関すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 人材育成方針に関すること。</u></p> <p>会計課 (略)</p> <p>技術管理課 (略)</p> <p>業務課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 水道料金の<u>総括</u>に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>

<p>(8) (略) (9) (略) 工務課 (略) 水質管理センター (略)</p> <p>(内部組織) 第8条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>課及び事業所名</th> <th>係名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">広島水道事務所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各課及び事業所の分掌事務) 第12条 (略) 総務課 (略) 維持管理課 (略) 建設課 (略) 瀬野川浄水課 (略) 戸坂取水課 (略)</p>	名称	課及び事業所名	係名	位置	(略)	(略)	(略)	(略)	広島水道事務所	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	<p>(8) (略) (9) (略) 工務課 (略) 水質管理センター (略)</p> <p>(内部組織) 第8条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>課及び事業所名</th> <th>係名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">広島水道事務所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>沼田川事業所</td> <td></td> <td>三原市円一町二丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各課及び事業所の分掌事務) 第12条 (略) 総務課 (略) 維持管理課 (略) 建設課 (略) 瀬野川浄水課 (略) 戸坂取水課 (略) 沼田川事業所 <u>工業用水道施設及び水道用水供給施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること(用地の物件の取得及び損失補償に関するものを除く。)</u></p>	名称	課及び事業所名	係名	位置	(略)	(略)	(略)	(略)	広島水道事務所	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		沼田川事業所		三原市円一町二丁目																
名称	課及び事業所名	係名	位置																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																						
広島水道事務所	(略)	(略)	(略)																																																						
	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)	(略)																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																						
名称	課及び事業所名	係名	位置																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																						
広島水道事務所	(略)	(略)	(略)																																																						
	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)	(略)																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																						
	沼田川事業所		三原市円一町二丁目																																																						

(広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程の一部改正)

第2条 広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程(令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(職員の職) 第3条 (略) 2 (略)				(職員の職) 第3条 (略) 2 (略)			
職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
担当課長	課	<u>上司の命を受け、職員を指揮監督し、担当</u>	<u>必要に応じ置く。</u>				

		する事務 を掌理す る。					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3—4 (略)				3—4 (略)			

(広島県水道広域連合企業団決裁規程の一部改正)

第3条 広島県水道広域連合企業団決裁規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(経営部長等の専決事項)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 情報統括監及び担当課長は、その所掌に属する事務のうち、第2項の規定により、課長が専決することができる事項について専決することができる。</p> <p>4—6 (略)</p>	<p>(経営部長等の専決事項)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 情報統括監は、その所掌に属する事務のうち、第2項の規定により、課長が専決することができる事項について専決することができる。</p> <p>4—6 (略)</p>

(広島県水道広域連合企業団文書等管理規程の一部改正)

第4条 広島県水道広域連合企業団文書等管理規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表第3（第28条関係）</p> <p>(1) 本部 (略)</p> <p>(2) 地方機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>課及び事業所名</th> <th>文書記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広島水道事務所</td> <td>総務課 維持管理課 建設課 瀬野川浄水課 戸坂取水課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	課及び事業所名	文書記号	(略)	(略)	(略)	広島水道事務所	総務課 維持管理課 建設課 瀬野川浄水課 戸坂取水課	(略)	<p>別表第3（第28条関係）</p> <p>(1) 本部 (略)</p> <p>(2) 地方機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>課及び事業所名</th> <th>文書記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広島水道事務所</td> <td>総務課 維持管理課 建設課 瀬野川浄水課 戸坂取水課 沼田川事業所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	課及び事業所名	文書記号	(略)	(略)	(略)	広島水道事務所	総務課 維持管理課 建設課 瀬野川浄水課 戸坂取水課 沼田川事業所	(略)
名称	課及び事業所名	文書記号																	
(略)	(略)	(略)																	
広島水道事務所	総務課 維持管理課 建設課 瀬野川浄水課 戸坂取水課	(略)																	
名称	課及び事業所名	文書記号																	
(略)	(略)	(略)																	
広島水道事務所	総務課 維持管理課 建設課 瀬野川浄水課 戸坂取水課 沼田川事業所	(略)																	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。